

第10章 地域福祉の推進

第3節 共同募金

(共同募金)

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第113条 共同募金を行う事業は、第2条の規定にかかわらず、第1種社会福祉事業とする。

(共同募金会の認可)

第114条 第30条第1項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、……

(配分委員会)

第115条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

(共同募金の性格)

第116条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

第117条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。

(準備金)

第118条 共同募金会は、前条第3項の規定にかかわらず、……準備金を積み立てることができる

(計画の公告)

第119条 共同募金会は、共同募金を行うには、…共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第120条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、1月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額、……総額を公告しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第121条 共同募金会については、…他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る

(受配者の寄附金募集の禁止)

第122条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後1年間は、その事業の經營に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第123条 第73条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第124条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。……連合会は…寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。